

## 損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分申請に係る相談に必要な書類等（公費）

- ・解体工事を実施する場合、時期や施工業者の指定等はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・相談票は郵送では受付いたしません。窓口へ持参し提出をお願いします。

No.	必要な添付書類	取得場所等
<b>1</b>	<b>損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分申請に係る相談票</b>	
	・ 申請書を漏れなく記入すること。	市の様式
<b>2</b>	<b>申請書提出者の身分証明書〔運転免許証 又は マイナンバーカード 又は パスポート〕</b>	
	《1点で可》 公的機関が発行する <u>顔写真入り</u> の身分証明書 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他（国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）のうちいずれか1点 《上記がない場合、次の中から2点》 国民健康保険又は健康保険の被保険者証、国民年金手帳、介護保険の被保険者証、その他（国、地方公共団体の機関が発行した書類等）のうちいずれか2点 ※ 申請書の提出を委任する場合は、代理人の身分証明書 ※ 原本を確認のうえ、写しを取る。	各発行機関
<b>3</b>	<b>り災証明書（写し）</b>	
	・ 「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の判定のものが対象です。 ※ 原本を確認のうえ、写しを取る。 ※ り災証明書が発行されていない住家以外については、被災証明書及び被災状況写真	開設窓口 （市民税課、各支所）
<b>4</b>	<b>資産証明書（原本）</b>	
	・ 取得は、「り災（被災）証明書」の提示で無料となります。必ず「損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分申請に使用する」ことを伝える。 ※ 発行日から6ヶ月以内のもの。	市の各証明窓口
<b>5</b>	<b>建物配置図</b>	
	・ 解体する建物の配置図を記入すること。 ※ 敷地内の全家屋等について、方位・配置・形状・寸法を記載	市の様式

### 《場合により必要な書類》

<b>6</b>	<b>委任状</b>	
	・ 代理人が申請書を提出する場合に添付する。 ※ 所有者の実印押印・印鑑登録証明書添付 ※ 代理人は認印使用可	委任状…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口

- ※ 個別の状況により、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。
- ※ 資産証明書の取得は、「り災（被災）証明書」の提示で無料となります。必ず「損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分申請に使用する」ことを伝えてください。
- ※ 証明書は、発行日から6ヶ月以内のものを提出してください。